

日金協（会）第令 1-105 号

令和 2 年 2 月 12 日

貸金業者各位

日本貸金業協会

会長 今井 三夫

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた対応について

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症につきまして、今般、金融庁から当協会会長宛てに、別添のとおり、周知要請がございました。

つきましては、当該周知要請の趣旨を踏まえ、適切にご対応くださいますようお願い申し上げます。

なお、金融庁ウェブサイトにおいても、同内容が掲載されております。

金融庁ウェブサイト

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/ginkou/20200207.html>

以 上



金 監 督 第 251 号
令 和 2 年 2 月 7 日

各協会 会長 殿
農林中央金庫 代表理事理事長 殿
株式会社商工組合中央金庫 代表取締役社長 殿
各指定信用情報機関 代表者 殿
各電子債権記録機関 代表者 殿
日本住宅無尽株式会社 取締役社長 殿

金融庁監督局長

栗田 照久



新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた対応について（要請）

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している現下の状況に鑑み、政府は1月30日に「政府対策本部」を設置した上で、対策を総合的かつ強力に進めているところである。

また、日本時間1月31日未明、世界保健機関（WHO）より緊急事態宣言が発表された。

こうした中、国内外の感染状況や感染症による事業者への影響等も踏まえ、今般、下記事項について要請しますので、貴協会等におかれては、周知徹底方よろしくお願いしたい。

記

1. 厚生労働省、外務省等から示される新型コロナウイルス感染症に関する情報等の収集に努めること。
2. 新型コロナウイルス感染症への感染対策の実施に加え、従業員に対する注意喚起や職場の清掃・消毒を徹底するとともに、従業員の健康状態の確認や、従業員が発症した場合の対処などに万全を期すこと。
3. 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対し、関係機関とも連携しつつ、きめ細かな事業者支援のため、金融機関が事業者を訪問するなど、丁寧かつ親身になって経営相談に乗るとともに、事業者からの経営の維持継続に必要な資金の借入の申込みや、顧客からの貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、適切な対応に努めること。
4. 新型コロナウイルス感染症により、施設への宿泊等を余儀なくされるなどの影響を受けた顧客から、金融サービスに関する要望があった場合には、顧客の状況等を十分に勘案し、柔軟な対応に努めること。

以上